

五所川原市立松島小学校「いじめ防止基本方針」

平成30年11月28日改訂

1 いじめ防止基本方針策定にあたっての本校の考え

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対策に取り組む。
- ② いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決する。
- ④ 児童が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、児童が発達の段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。

いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

けんかであってもしっかり調査して対応する。軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、いじめとして校内で情報共有する。

(2) いじめの一般的な態様

- ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうる」ものであり、「いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸長することができるよう、いじめのない学校づくりに全力を挙げて努める。

本校は、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処するために、「いじめ防止基本方針」を定める。

(4) いじめの構造、原因・背景

① いじめの構造

いじめは、表面的には「いじめる子」と「いじめられる子」との支配・被支配の関係のように見えることがある。しかし、今日のいじめは、いじめる子、いじめられる子の他、これらを取り巻く「はやし立て、いじめを積極的に是認する子（観衆）」や「見て見ぬふりをし、暗黙的に支持する子（傍観者）」という集団が存在し、全体として四層構造からなっていることがある。

② いじめの原因・背景

・ 児童の問題

人間関係の不得手や表面的な友人関係、欲求不満耐性の欠如、思いやりの欠如、成就感・満足感を得る機会の減少、競争意識、将来の目標の喪失。

・ 家庭の問題

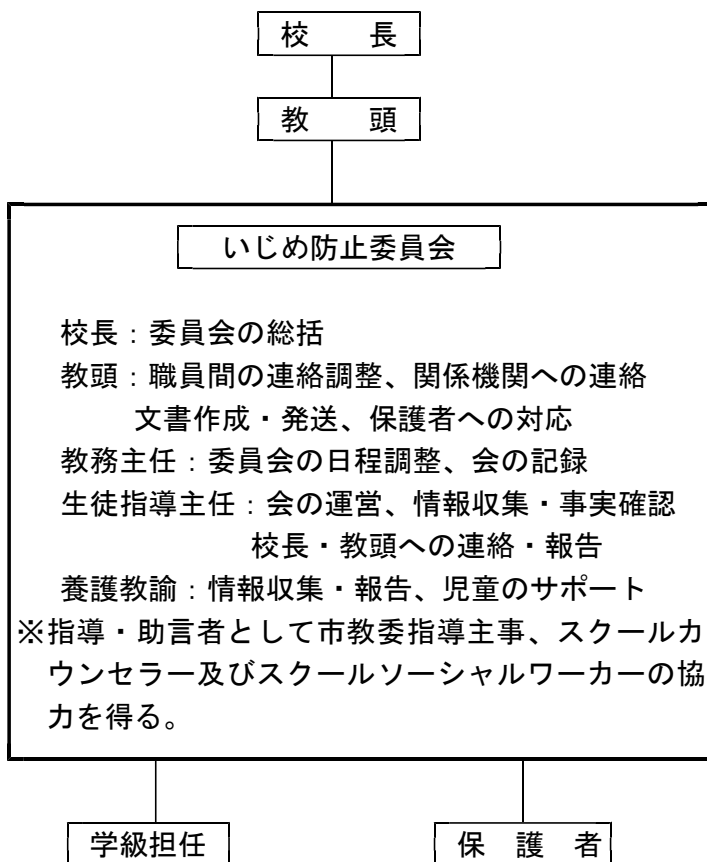
核家族、少子家庭の増加による人間関係スキルの未熟。親の過保護・過干渉による欲求不満耐性の習得の不十分。親の価値観の多様化による協調性・思いやりの欠如や規範意識の欠如。

・ 学校の問題

教師のいじめに対する認識不足。教師も児童も多忙でお互いの交流不足。知識偏重など、価値観が限られていると差別の構造につながりやすい。生徒指導や管理的な締め付けが強いと、集団として異質なものを排除しようとする傾向が生じやすくなる。

3 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。
- ・「いじめ防止委員会」の役割は、本校におけるいじめの防止の取り組みに関することや、相談内容やいじめの事実の確認・把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発に関するを行う。
- ・いじめの相談や問題が生じた場合には、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。また、いじめに関する情報については、児童の個人情報に取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。



4 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

- ① 児童が生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶなど生命に対する畏敬の念や、自分を大切にするとともに、他人の人格や人権を大切にするなど人間尊重の精神を育み、実際の生活の中で生かすことができるよう道徳教育を推進する。
- ② 体験活動等を推進し、地域社会や集団の中で、様々な人々との触れ合いを通し、コミュニケーション能力の育成を図る。
- ③ いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじ

めに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

- ④ 未然防止の基本として、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑤ 児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめを受けた児童を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して傍観者とならず、いじめ防止委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ⑥ 児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ⑦ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。
- ⑧ いじめの考え方、実際の指導方法・対応等について共通理解を図り、市教育委員会発行の「生徒指導危機管理の手引き」等の活用を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

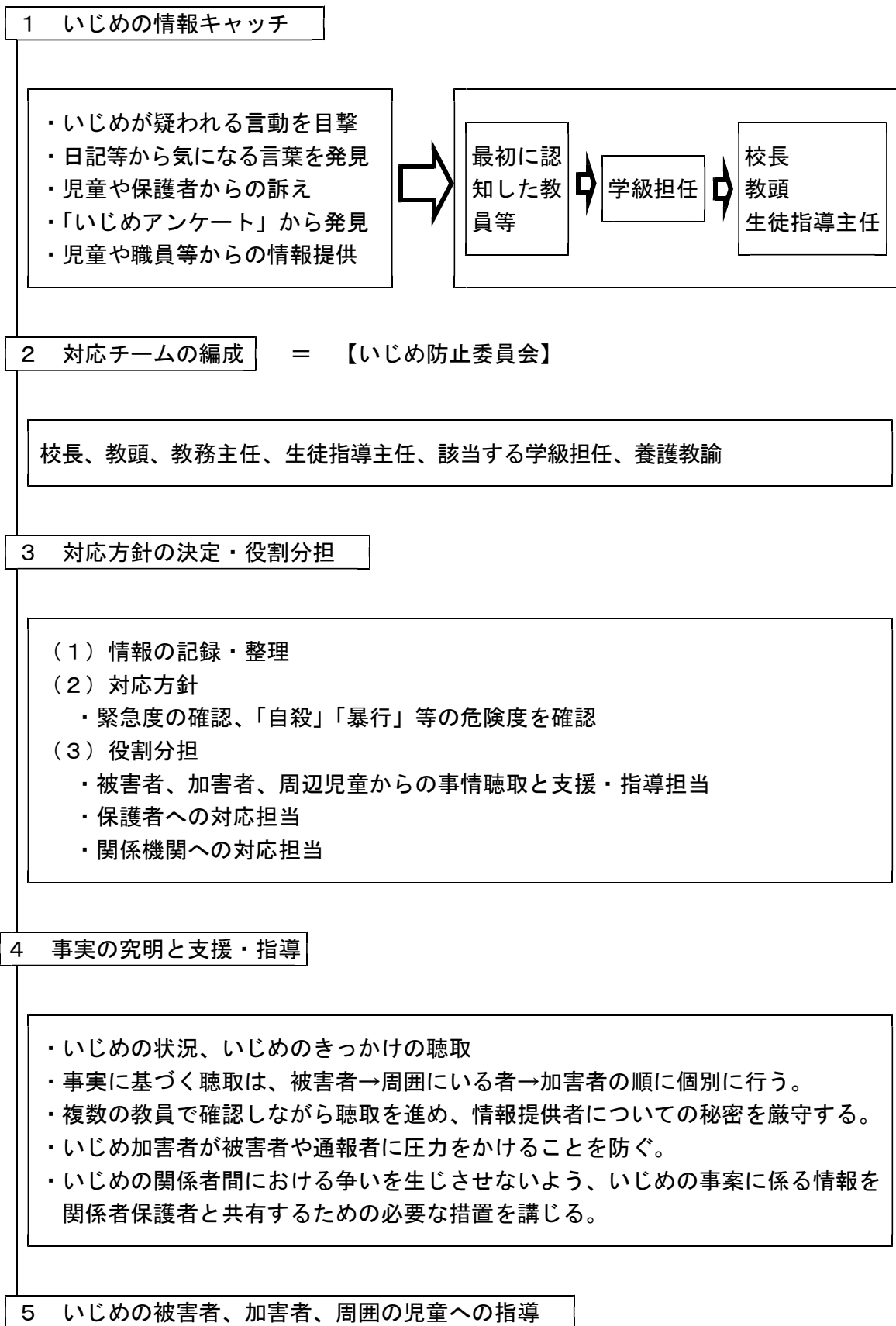
日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、以下の内容に取り組む。

- ① いじめのチェックリストを作成し、全教職員で共有し、いじめの早期発見に努める。
- ② いじめを含めた教育相談アンケートを毎月行う。
- ③ 保護者を対象にいじめ調査を6月上旬に行う。
- ④ 家庭生活等保護者アンケートを6月上旬に行う。
- ⑤ 昼休み等、授業時間以外の児童の人間関係を日常的に観察する。
- ⑥ いじめ対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図る。
- ⑦ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように「いじめ相談・通報窓口」を設置する。全職員の中から相談者が相談したい職員を指名できる体制をとる。【相談・通報窓口：①教頭、②養護教諭、③教務主任】
- ⑧ 保護者にいじめがあった場合の児童の変化の特徴を示し、速やかに学校に連絡する等の啓発活動を行う。

5 解決に向けた対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から解決までの組織的対応マニュアル



(1) いじめ被害者への対応

心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・日記・ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

(2) いじめ加害者への指導・対応〈複数教職員での対応・記録の保存〉

被害者が恐れている場合も想定して対応

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁等を許さない。
- ・日記・ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、よさを認め、プラスの行動に向かわせていく。

出席停止制度の児童・保護者への周知

- ・出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考えを統一し、共通理解を図る。

(3) 観衆、傍観者への指導

- ・いじめは、学級等、集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリ等というものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者たちも、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
 - ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
 - ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
 - ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子供を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの子供の様子について情報提供を受ける。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子供を送りながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をするとともに、相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 関係機関との連携

① 警察への通報など関係機関との連携

- ・ いじめが暴行や傷害等に当たると認められた場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合等は、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。)

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長
 - ② 校長 → 教育委員会学校教育課
- ※緊急時には臨機応変に対応する。
※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

<ul style="list-style-type: none"> ①いじめ防止委員会の招集 ②教育委員会学校教育課への報告と連携 ③調査方法＜事実の究明＞ <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取 ・ 事実に基づく聴取（被害者 → 周囲にいる者 → 加害者の順） ④警察への通報など関係機関との連携 ⑤関係する保護者への事実告知、連携
--

7 年間計画

期	月	「いじめ防止委員会」の取り組み (学校いじめ防止プログラム)	全職員での取り組み
学 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止への取り組み内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート ・ 教育相談 ○いじめ防止についての校内研修 ○児童主体のいじめ防止へ向けた取り組みについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの定義付けと毎月のいじめアンケートの実施、いじめ事案への対応について確認 ・ 関係機関担当者の把握 ・ 全校話し合い活動に向けた学級での話し合い
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">いじめ防止活動に対する全校話し合い活動</div>		
学 期	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会時） ・ 保護者対象いじめアンケートの内容検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への説明(参観日学級懇談) ・ あいさつ運動への意欲付け ・ 縦割り班活動への意欲付け ・ JRC活動への意欲付け ・ 善行児童紹介への意欲付け
	6		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者対象いじめアンケートの実施・集計
	7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">善行児童の表彰</div>	
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の反省、評価の集計と2学期の取り組み検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の児童の様子についての情報交換と評価 ・ 授業アンケートの実施・集計
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み中の児童の様子についての情報交換、授業アンケート結果

二 学 期	9	・教育相談の取り組み内容の検討	<p>についての反省</p> <p>・教育相談の実施</p>
	10		
	11	○児童主体のいじめ防止へ向けた取り組みの成果について検討	<p>・2学期の児童の様子についての情報交換と評価</p> <p>・全校話し合い活動に向けた学級での話し合い</p>
	12	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>いじめ防止活動の成果を振り返る全校話し合い活動 善行児童の紹介</p> </div>	
		・2学期の反省、評価の集計と3学期の取り組み検討	・授業アンケートの実施・集計
三 学 期	1		・冬休み中の児童の様子についての情報交換、授業アンケート結果についての反省
	2	・今年度の反省と次年度への取り組み検討	
定期的な取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ・毎月のいじめアンケートの実施といじめへの対応 ・毎月の職員会議での児童についての情報交換 ・学級経営推進会議での児童についての情報交換 			
日常的な取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・善行児童の紹介 ・JRC活動（思いやりの心） ・縦割り班活動（清掃活動、後期体力づくり） 			

8 その他

(1) 保護者、地域との連携

- ・ P T Aの会合等でいじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。
- ・ 放課後児童クラブ等の関係施設と連携を図り、いじめ防止に向けて情報交換を行う。

(2) ネットいじめに対する対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童から聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局等の関係部局や所轄の警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ 情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等で「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・技能を学習する機会を設ける。

附則 この方針は平成26年に策定し、28年、29年一部改訂、30年に改訂する。